

せんぱくむせ

登録その他の行政取締に関する事項を規定している。

規定事項の概要。

- 1 日本船舶の定義
- 2 日本船舶の特権 日本船舶でないものは国旗の掲揚・法律もしくは条約に基づく場合を除き不開港場の寄港・日本の各港間における物品または旅客の運送はできない。
- 3 日本船舶たるべき要件 船舶の積量測度の申請・船舶の登記登録・船舶国籍証書の交付。
- 4 船舶国籍証書を受有しなければ国旗を掲げまたはこれを航行させることはできない。
- 5 積量の変更・国籍証書の滅失・記載事項変更の場合の申請。
- 6 総トン数20トン未満、積石数200石未満の船の船籍および積量測度は、船舶法施行規則（明治32通信省令第24号）の定めるところによる。
- 7 船舶法違反に対する罰則。（今留光国）

**せんぱくむせん 船舶無線** 船舶相互間または陸上との通信連絡のための無線通信設備。国鉄における青函航路、宇高航路、仁堀航路ならびに下関港に繋船となっている沿海航路用船舶には、それぞれ無線設備があるが、各航路により無線機は多少異なる。

国鉄においては業務上の電報・公衆電報・気象電報を取り扱う一方、出入港・繋留岸壁の変更等、着港に際して船長とさん橋長あるいはえい船と直接迅速な連絡打合わせを行うため、無線電話を取付けている。この電信には長波を、電話にはVHFを使用している。またこのほか航行安全のためにレーダーを使用している。（篠原 泰）

**せんびんしてい 船便指定** 旅客運送の円滑な遂行を確保し、旅客の輸送調整上の必要から、旅客の乗船する連絡船の船便を指定し、その船便にかぎり利用することをいう。一般的には、その旅客の所持する乗船券または乗車船券の裏面に「何月何日何駅発何便」の例によって、その発売駅で記入し、乗船船便を明示する。この場合の記入された事項は、その乗船券または乗車船券使用上の制限事項となるので、指定された船便以外の船便に乗船した場合には、これを無効として回収される場合がある。ただしその船便に就航している船の定員の関係で、乗船人員を制限するため船便指定を行う場合で、他の船便の輸送力が余裕のある場合は例外である。

船便指定を行う場合の他の事例として、指定船便に乗船することを条件として旅客運賃の割引を行う場合がある。一時に多数の旅客が同一方向に旅行する場合、一般旅客用船便の混雑緩和のために、その割引集団に対して計画輸送を行い、旅客運賃を割引することによって、計画された船便に集約乗船を図るのである。（平林喜三造）

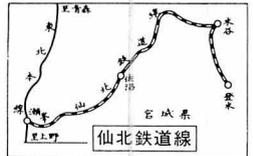
**せんびんとりけしりょう 船便取消料** 連絡運輸の場合に、特定の社航路にかぎり、その1・2等乗車船券を購求する旅客は、あらかじめ、乗船月日および便名の指定を受けなければならないこととなっている。この乗船月日および便名の指定を受けた乗車船券所持の旅客が、旅行見合または旅行中止による航路運賃の払いもどしを受ける場合には、運輸機関の責任と認められる事由による場合のほか、所定の払いもどし手数料とそのほか、べつにその航路の普通旅客運賃の2割5分を支払わなければならないことになっている。この料金を船便取消料という。方向変更または経路変更をした場合の不乗車船区間に、乗船月日または便名を指定した区間があるときも、同様船便取消料の支払を要する。この船便取消料は船便予約に対する違約金の性質をもっている。（鈴木与吉）

**せんびんへんこうりょう 船便変更料** 連絡運輸の場合に、特定の社航路にかぎり、その1・2等乗車船券を購求する旅客は、あらかじめ、乗船月日および便名の指定を受けなければならないこととなっている。この乗船月日および便名の指定を受けた乗車船券所持の旅客は、船席に余席のある場合で、かつその汽船の出発前にかぎり、船便変更の取扱を請求できるが、この場合運輸機関の責任となる場合のほか、その航路の普通旅客運賃の2割5分を、支払わなければならないことに定められており、この料金を船便変更料という。船便変更料は船便取消料と同様に船便予約に対する違約金の性質をもっている。（鈴木与吉）

せんぼくてつどう 仙北鉄道

1 事業者の概要

名称 仙北鉄道株式会社、本社 宮城県栗原郡瀬峰町藤沢、資本金3,000万円、おもな事業 地方鉄道のほか一般乗合旅客自動車運送事業路線917km、一般貸切および一般乗用旅客自動車運送事業ならびに一般貨物自動車運送事業。鉄道従業員146人、保有車両 内燃機関車3、内燃動車6、客車9、貨車48両。



沿革 大正8・3仙北鉄道株式会社を設立し、同10・7営業開始した。昭和23年瀬峰・築館間を営業廃止し現在に至る。

2 地方鉄道線

開業線 宮城県下において東北本線瀬峰駅に連絡し、瀬峰から登米に至る延長28.6kmの単線、動力はガソリン、軌間は0.762m、旅客および貨物運輸の鉄道で、昭和7・12・17免許を受け、同10・7・5瀬峰・佐沼間を運輸開始し、同年10・5佐沼・登米間を開業全通した。

3 運輸概況

項 目	昭和 28	29	30
旅客輸送人員(千人)	942	994	1,045
人 キ ロ (千)	8,728	8,975	9,342
貨物輸送トン数(千t)	40	47	51
ト ン キ ロ (千)	604	688	764
旅客収入(千円)	29,482	30,489	31,242
貨物収入(〃)	11,436	12,360	13,610
運輸雑収(〃)	710	843	961
収入合計(〃)	41,628	43,692	45,813
営業費(〃)	41,566	47,312	48,955
営業利益(〃)	63	△ 3,619	△ 3,142
営業係数(%)	99	108	107

(石川 貢)

**せんぼつしゃいぞくりょかくうんちんわりびき 戦没者遺族旅客運賃割引** 靖国神社に新たに合祀された戦没者（昭和19年までに合祀された者を除く）の遺族で、戦没者遺族旅客運賃引証（以下「遺族割引証」という）の交付を受けた者が、靖国神社に参拝のため、国鉄線または国鉄と連絡運輸の取扱をしている社線とにまたがって旅行する場合の国鉄線および連絡社線の旅客運賃割引をいう。この割引制度の内容のおもなる点はつぎのとおりである。

1 割引の対象となる遺族の範囲

戦没者死亡当時における配偶者（婚姻届をしない者であっても、事実上婚姻と同様の事情にあった者も含む）・父・母・孫